（様式第1号）

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票（評価対象年度：令和7年度）

施　設　の　名　称	宮城県啓佑学園
指 定 管 理 者 の 名 称	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
施 設 所 管 部 課 (室)	宮城県保健福祉部障害福祉課

1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期　　間	管理形態	指定管理者（管理受託者）の名称	摘 要
～ 平成18年3月	管理委託	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成18年4月 ～ 平成23年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成23年4月 ～ 平成28年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成28年4月 ～ 令和 3年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
令和 3年4月 ～ 令和 8年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
令和 8年4月 ～ 令和13年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	

※ 管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入

2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指 定 管 理 者 の 名 称	名 称	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
	所在地	仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号
指　定　期　間	令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日 （5か年）	
募　集　方　法	■ 公募　□ 非公募	

3. 施設の概要【施設所管課記入】

施　設　の　名　称	宮城県啓佑学園	
所　在　地	仙台市泉区南中山五丁目2番1号	
設　置　年　月	平成5年10月	
根　拠　条　例　等	福祉型障害児入所施設条例	
設　置　目　的	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自治に必要な知能技能の付与を行うため。	
施　設　の　内　容	敷　地　面　積	197,268.68㎡
	構　造	鉄筋コンクリート造、鉄構造
	内　容	管理棟、入所棟（東棟）、渡り廊下、焼却炉・ゴミ置き場、屋外便所、プール等
開　館（所）日	通年	
開　館（所）時　間	午前　時　分 ～ 午後　時　分	
指定管理者が行う業　務　の　範　囲	（1）施設運営の基本的事項 （2）施設の管理運営体制の整備 （3）内部チェック体制 （4）建物・設備棟の保守管理 （5）利用者の生活環境等の確保 （6）苦情解決体制の整備 （7）自己評価及び自己点検体制の整備 （8）職員の確保と職員資質向上 （9）事故発生時の体制の整備 （10）防災防火体制の整備・充実 （11）施設利用者処遇等	
利　用　料　金　制	採 用 の 有 無	□ 有　■ 無
	利用料金の名称	

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数

項　　目	事業計画	実　績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和7年度) (A)	前年度 (令和6年度) (B)	評価対象年度 (令和7年度) (C)		
開館(所)日数	365 日	365 日	365 日	100.0%	100.0%
延べ利用者数	21,900 人	17,344 人	16,473 人	75.2%	95.0%

※ 対象施設が複数ある場合は施設ごとに記入

(2) 延べ利用者数の内訳

項　　目	事業計画	実　績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和7年度) (A)	前年度 (令和6年度) (B)	評価対象年度 (令和7年度) (C)		
福祉型障害児入所施設(措置・契約	21,900 人	17,224 人	16,388 人	74.8%	95.1%
短期入所	1,460 人	120 人	85 人	5.8%	70.8%
合　　計	23,360 人	17,344 人	16,473 人	70.5%	95.0%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入　　(単位:千円、%)

項　　目	事業計画	実　績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和7年度) (A)	前 年 度 (令和6年度) (B)	評価対象年度 (令和7年度) (C)		
県指定管理料	420,877	377,163	403,378	95.8%	107.0%
利用料金収入	0	0	0	-	-
その他	0	0	0	-	-
収 入 計 (a)	420,877	377,163	403,378	95.8%	107.0%
(2) 支出					
人件費	255,942	177,373	201,246	78.6%	113.5%
施設管理費	58,693	53,794	56,276	95.9%	104.6%
事業運営費	67,374	66,120	65,336	97.0%	98.8%
その他	38,868	37,308	38,620	99.4%	103.5%
支 出 計 (b)	420,877	334,595	361,478	85.9%	108.0%
(3) 収支					
収　支 (c)=(a)-(b)	0	42,568	41,900	-	98.4%
前期繰越収支差額	250,525	207,957	250,525	100.0%	120.5%
次期繰越収支差額	250,525	250,525	292,425	116.7%	116.7%

※ 自主事業を実施している場合は、上記に準じて、自主事業の収支実績を別掲

6. 評価対象年度（令和7年度）の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

主な視点	項　目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	評価	県の評価 【施設所管課記入】	評価
経済性	施設・設備の維持管理業務の実施	空調、消防設備、自家用電気工作物など計19項目の業務について、専門業者との委託契約に基づき適正に保守点検を実施しました。また、建築基準法第12条に基づく点検も計画的に行い、特定建築物や防火設備の状態を法令に則って確認しました。 日々の運営では、清掃、厨房機器や乾燥機の点検等を通じ、衛生的で快適な生活環境を維持しました。 また、職員による月次のセキュリティチェックや施設内外の巡回なども継続して行いました。	多岐にわたる保守点検、法定点検を遅滞なく実施したことや、専門業者による点検と職員によるきめ細かな日常点検が相互に補完し合うことで、設備の重大な不具合や事故を未然に防ぐことができました。特に、電気・空調・水回りといったライフラインに直結する設備については維持管理を徹底し、利用者が安全・安心に生活できる基盤を確保しました。 こうした日常的かつ継続的な取組により、施設全体の機能を良好な状態に保ち、県有財産の適切な維持管理が着実に図られました。	A	職員による保守点検や法定点検を確実に実施することで、未然に施設内設備の破損等を発見し、対応することができている。 また、専門的な事項については業者に委託し、適切に管理されている。	A
	収支実績	上記「5. 管理運営収支実績」のとおり	本会の経理規則に基づき、会計・経理事務を適正に執行しました。	A	会計・経理事務を適正に執行し、概ね適正な収支実績となっている。	A
効率性	管理運営体制	本会の経営理念及び経営方針に基づき、運営の基本方針及び年度事業計画を策定し、計画的かつ安定的な施設運営の努めるとともに、諸規程に則った法令遵守の徹底と透明性の高い管理運営を行いました。 人材確保の取組としては、法人として正規職員採用試験を年2回実施するとともに、職場説明会の開催及び就職情報サイトの積極的な活用を推進しました。施設においても、ホームページへの求人情報掲載並びにハローワーク及び福祉人材センターへの求人登録を通じて臨時職員の募集に努めました。これらの取組により、年度協定人員配置計画に基づく職員配置は令和8年3月31日時点において正規職員32人（106%）、臨時職員9人（69%）合計41人（95%）でした。 また、職員一人一人が専門性と支援技術を継続的に高められるよう、体系的な人材育成の推進に努めました。 [研修実績] 1　施設内職場研修（支援技術研修等） 17件　199人 2　法人内研修（階層別研修等） 55件　157人 3　外部研修（サビ管研修等） 5件　7人 4　国家資格等の取得に関する助成制度の活用　1人	毎月の全体会議において予算執行状況・事業の進捗及び解決すべき課題を組織全体で確認・共有したことにより、計画的な予算及び事業の執行を実現することができました。 また、365日24時間体制によるローテーション勤務の下、障害児入所支援（福祉型）・短期入所の各サービスを年間を通じて安定的かつ継続的に提供することができました。 職員研修については、勤務調整等を柔軟に行いながら受講機会の確保に努め、適切なサービス提供に必要な知識・技術の習得が図られました。とりわけ発達障害及び強度行動障害に関する研修の受講は、利用者の特性に応じた支援方法の見直しや生活環境の調整を検討する上で活かされました。また、虐待防止に関して、外部講師による講義と全職員を対象とした事例検討会を組み合わせた研修を重点的に実施したことにより、日常の支援場面において利用者の尊厳と権利を尊重する意識を組織全体に定着させることができました。	A	人員体制について、臨時職員数が年間を通じて計画を下回っているが、積極的に人材確保に努めている。 人材育成については、法人内や施設内研修を通じ、専門性及び支援技術向上の推進に取り組んでいる。	A
	人員体制	正規　32 人　非正規　9 人				
	運営業務（ソフト事業等）の実施	児童福祉法に基づく県内唯一の福祉型障害児入所施設として、日常生活の支援や発達支援、社会適応能力を育み、家庭や学校、児童相談所と連携しながら、地域社会への移行を支援しました。 日常生活支援については、入所支援計画に基づき、生活リズムの確立、食事・着脱・排泄等ADLトレーニング、余暇活動（スヌーズレンルーム116回・園庭等90回）、理学療法士による個別指導（658回・延べ1,136人）、買物や公共施設利用等の社会体験を通年で行いました。 自立に向けた取組として、掃除や洗濯、簡単な調理等の移行後の日常生活を想定した訓練（自立訓練室でのIADL向上支援：実人員4人・延べ147日）を行いました。 重点項目の高等部3年生移行支援では見学・体験・五者進路支援会議等を通じて対象7人中4人の移行先を年度内に確保しました。 短期入所（実人員9人・延べ85人）、児童相談所からの要請に基づく一時保護（実人員9人・延べ585人）を受け入れ、セーフティネット機能を果たしました。	日常生活支援では、多職種連携により、ADL・IADLトレーニングや余暇・社会体験支援を実施し、児童一人一人の発達段階に応じたきめ細かな支援を安定的に継続できました。 また、スヌーズレンルームの積極的な活用は、利用児童の心身の緊張を和らげ、情緒の安定と穏やかな生活の実現に寄与しました。また、自立訓練の実践を通じて、児童が自らの力で物事を成し遂げる喜びと自信を育み、自立に向けた意欲の醸成に大きく貢献しました。 重点項目の移行支援では、高校1年生から個別移行支援計画を策定するなど、早期からの取組が定着しています。対象7人のうち、年度内に移行したのは4人ですが、残り3名のうち2名は既に移行先が決まっています。 短期入所や一時保護受入れも行い県内唯一の福祉型障害児入所施設として一定のセーフティネット機能を発揮しましたが、居室確保が困難な状況が続いており、特に一時保護については、児童相談所からの要請に即応できないケースが生じている点が課題となっています。	B	県内唯一の福祉型障害児入所施設として、関係機関と連携しながら、個々の状態に合わせたきめ細かな支援が行われている一方、障害特性上、個室対応が必要な児童がいることから居室の運用方法の見直しなど安定した利用者受入に向けた取組が求められる。 進路支援については、各利用者の特性に応じた支援計画の作成や自立訓練の実施、関係機関との密な調整により、対象者7名の内、6名の移行及び移行先の確保を行うことができた。	B

有効性	利用実績	上記「4　施設利用実績」のとおり	定員は、入所が60人、短期入所が4人となっています。 施設入所支援の利用実績は計画比74.8%にとどまりましたが、その主な要因は施設の構造的な課題にあります。当施設は多床室を基本とした構成となっている一方、他害行為等の障害特性を有する児童については、安全確保と適切な支援の観点から個室対応が不可欠であり、複数人用居室を単独で使用せざるを得ないケースが増加していることによるものです。 短期入所実績は、計画比5．8%となっていますが、利用希望がある場合は迅速に受入れできるよう努めています。	B	障害特性上、個室対応が必要な児童が増えていることから、長期入所事業については、対計画比7割程度の利用実績となった。また、短期入所事業については、継続的に利用していた利用者の成人サービス等の移行により、対計画比0.5割程度の利用実績となった。	B
	利用者サービスの向上	利用者一人一人の障害特性・生活状況・本人の意向を丁寧にアセスメントした上で入所支援計画を年2回策定・見直しを行うとともに、6か月ごとのカンファレンスを通じて支援内容の継続的な検証と改善を図りました。 また、協力医療機関である宮城県立精神医療センターには、嘱託医の派遣による精神科健康相談のほか、利用者1人（計2回）の入院を円滑に受け入れてもらうなど、連携体制が強化されました。また、外部の臨床心理士による心理相談・療育相談（計23回、延べ59人）を実施し、得られた助言を支援内容に反映させました。 けいゆうまつり・クリスマス会等の園内行事をはじめ、地域の夏祭りへの参加や水族館の訪問、映画鑑賞など個別外出・園外活動を定期的に実施しました。 食事サービスの向上については、栄養管理委員会（利用者代表含む）を毎月開催し、利用者の希望を反映したメニュー（希望メニュー83回・行事食21回）を提供しました。 広報としては、　広報誌「けいゆうだより」を年4回・係だよりを随時発行し、日々の生活の様子を家族へ丁寧に伝えました。ホームページを随時更新し施設情報の透明な公開を継続しました。	入所支援計画の定期的な策定・見直しとカンファレンスの継続的な実施により、個別の状態変化を的確に把握しながら、利用者一人一人のニーズと生活目標に即した安全で質の高いケアを組織的に提供できました。 宮城県立精神医療センターとの連携強化や臨床心理士による支援により、利用者の健康維持・改善、心理的安定が図られるとともに、現場職員の負担軽減と安心感の醸成に大きく寄与しました。 季節感のある行事への参加やレクレーション施設の訪問など通じて、児童が生活の中に楽しみと変化を感じられる環境づくりを実践しました。特に、集団で民間の映画館で長時間の映画鑑賞をするという試みは、児童に大きな喜びと達成感をもたらしました。 食事サービスについては、希望メニューや行事食の提供により利用者の生活に彩りと楽しみをもたらすことができました。また、給食試食会の開催は保護者が利用者の食生活を身近に感じる貴重な機会となり、施設への理解と信頼につながりました。 広報誌・ホームページによる情報発信の継続は、家族への丁寧な説明責任の履行と地域社会への透明性確保に寄与しました。	A	日々の支援を通し、入所支援計画の作成・見直しを実施し、利用者の特性等に合わせたサービスの提供を実施している。 また、広報誌の発行やホームページの情報更新を定期的に行い、関係者以外にも情報提供を行い、施設の透明性の確保に努めた。	A
	利用者の苦情、要望等の把握とその反映	「意見箱」、児童会や園長との懇談会、保護者会で利用者・保護者の声を把握し、利用者の要望に応えました。また、なんでも相談規程に基づく相談窓口を設置しました。 ・なんでも相談苦情件数　0件 ・利用者の声　　177件 ・園長との懇談会　　計2回 ・保護者会　　計2回	ポスターの掲示や広報誌への掲載、家族への文書でのお知らせ等により制度・窓口の周知に努めました 利用者に関しては、児童会のほか、日常的な場面においても要望を聞き取るよう努め、実現可能なものから順次対応を行いました。 保護者に関しては、要望に応じて実現した給食試食会が参加者から高い評価をいただき、施設への理解と信頼の醸成に大きく寄与しました。	A	「利用者の声」を設置することで、より多くの要望を集約し、可能な限り実現させる努力をしている。 また、利用者と園長との懇談会や保護者会を年2回開催し、利用者及び保護者の声の把握に務めた。	A
	県民の平等利用	契約入所については、外部委員も参画した入所調整会議を開催して検討を行いました。 一方、虐待等の理由で入所の必要性が高い児童については、入所判定会議で検討を行い速やかに受入れました。（措置入所5人） また、一時保護については、緊急性が極めて高いことから、施設長が関係職員の意見を聞いた上で受け入れの決定を行っています。（実9人、延585人）	契約入所者選定については、第三者の視点を取り入れるとともに、点数化により優先順位を決めるなど、客観性と公平性が担保されています。 一方、措置入所や一時保護については、その重大性、緊急性に鑑み、迅速な判断が必要なことから、内部職員のみで検討し、優先的に受入れを行っています。 短期入所に関しては、基本的に空床があれば受け入れることとしています。	A	契約入所者選定については、第三者の視点を取り入れ、県民の平等利用に対する配慮がなされている。 緊急性が高い、措置入所や一時保護については、迅速な対応により受入を行い、施設のセーフティーネット機能を果たしている。	A

その他	安全対策	1　地震や火災等想定の避難訓練を毎月実施しました。 2　地域住民と連携した総合防災訓練を年2回実施し、町内会等地域住民延べ6人の参加がありました。 3　消防設備器具自主点検を、年12回実施しました。 4　危機管理計画に基づく緊急時行動計画を職員全員に周知徹底を図りました。 5　ヒヤリハット体験報告及び事故報告に関し、原因を究明し、再発防止に取り組みました。 ・ヒヤリハット体験報告　101件 ・事故報告　5件 6　不審者対応策として、研修やマニュアルの見直しを実施しました。 ▪防犯研修　1回 ▪不審者対応マニュアルの見直し　1月実施 7　救命救急の実践講習を1回実施しました。 8　感染症予防対策として委員会や研修を行いました。 ▪感染症対策委員会　44回 ▪発生時の対応シミュレーションの実施 　年2回	1～4　万一の災害に備え、様々な場面を想定した避難・誘導の手順を職員が習得できるよう、月1回のペースで繰り返し訓練する機会を設けました。加えて、施設内にとどまらず地域と連携した防災力向上を目指し、町内会等の参加を得て訓練を行い、顔の見える関係づくりを実践しました。消防設備器具の自主点検についても年12回にわたり継続的に実施し、設備の異常を早期に発見・対処できる体制を維持しました。また、既定の危機管理計画を基に各職員が自らの役割と行動手順の確認することにより、有事の際に組織として迅速かつ的確に対応できる基盤を整えました。これらの取組を通じて、施設全体の防災・安全意識の醸成と、地域とのつながりを深める実践的な活動を推進できました。 5　ヒヤリハット報告や事故報告の集積、分析、共有に取り組み、事故の未然防止及び再発防止の強化に努めました。 6　宮城県警備業協会・警察署署員を講師に招き、不審者対応の実践的な研修を行うことで安全対策に努めました。 7　根白石消防署署員を講師に招き、実践的な研修を行うことで救命救急時の対応力向上に努めました。 8　感染症の発生後速やかに感染症対策委員会を開催するとともに、棟内消毒、手指消毒など必要な対策を講じることで感染予防及び拡大防止に努めました。また、職員会議や研修を実施することで施設全体の共通理解と対応力向上に努めました。 9　所在不明事故発生時の緊急連絡体制の見直しを行い、即時対応できるように努めました。	A	定期的な防災訓練を行っているほか、消防設備の点検が適切に行われている。また、警察署から講師を招いての研修・訓練を行うなど、防犯対策に取り組んだ。 ヒヤリハット体験の報告・原因分析を事細かに行い、職員間で情報共有することによって、事故の未然防止に努めている。 感染症予防については、発生した際、速やかな委員会の開催や必要な予防策を講じることで感染拡大を防いだ。また、普段から必要な感染対策を継続して実施していることが確認できた。	A

主な視点	項　　目			評価	県の評価 【施設所管課記入】	評価
その他	個人情報の保護	「宮城県社会福祉協議会情報公開規程」及び「宮城県社会福祉協議会個人情報・特定個人情報保護規程」に基づき、園長を個人情報保護管理責任者と定め、個人情報の適正な管理に努めました。	施設内にプライバシーポリシーを掲示し、職員の意識を高めるよう努めました。「宮城県社会福祉協議会情報公開規程」及び「宮城県社会福祉協議会個人情報・特定個人情報保護規程」を遵守しました。 個人が特定される書類の取扱いに注意し、必要に応じて利用者、家族に確認し、同意を得ました。	A	法人で定めている規定を遵守しており、その規定に基づき、個人情報の適正な管理がなされている。	A
	自主事業の実施					
	その他の取組	1　利用料の徴収を実施しました。 （1）自己負担額　1,280,195 円 （2）介護給付費　49,826,934円 2　個室化等により居住環境が充実した船形の郷への移行に向け、実地調査・施設体験・職員間の情報共有を丁寧に重ね、1人の円滑な移行を実現しました。 3　地域住民・学生・福祉関係者等のボランティアを24回・延べ194人受け入れ、利用者との交流活動や各種行事への参加協力を通じ、地域に開かれた施設運営の推進しました。 4　福祉人材育成としての実習生の受入れ ▪保育実習　2人 5　障害者就労施設等からの物品等調達 4事業所　計233,000円 6　適正温度設定による燃料費節減・節電節水の徹底・エコドライブの励行・ゴミの分別及び用紙の有効活用を通年実施し、環境負荷の低減に組織的に取り組みました。	1　適正に徴収事務を行いました。 2　段階的な準備プロセスにより利用者・家族の不安軽減と支援の継続性確保が図られ、円滑な移行を実現できました。 3　ボランティアの受入れは、利用者にとって地域の人々との豊かな交流機会となるとともに、施設への理解促進と地域との連携強化にも寄与しました。 4　実習生の受入れにより宮城県における福祉人材の育成に貢献しました。 5　障害者就労支援施設等からの物品及び役務の調達実施し、障害者の就労支援と社会参加促進に貢献しました。 6　環境配慮の各取組が組織文化として定着し、持続可能な施設運営への意識が職員全体に浸透してきています。	A	利用料について、未済となっているものも含め、適正に事務処理を行っている。 ボランティアの受け入れについては、施設運営の向上を図るだけでなく、ボランティアと利用者の交流機会の場を創出した。	A
総合評価			宮城県啓佑学園は、県内唯一の福祉型障害児入所施設として、保護を必要とする障害児の受入れと地域生活への移行支援という二つの重要な使命を担い、令和7年度においても多岐にわたる取組を着実に推進しました。 運営面については、指定管理料を基本とした予算を適正に執行するとともに、県有財産の管理も適正に行いました。 また、年間を通じて、入所支援、短期入所の各サービスを24時間体制で安定的に提供するとともに、一時保護の受入れを行い、セーフティネット機能を果しました。 重点項目である高等部3年生の移行先確保については、早期からの計画的な支援体制が定着し、関係機関との連携の下で進めることができました。 全体として年度事業計画に沿った適正な施設管理運営ができました。	A	被虐待児等の緊急避難を要する障害児の受け入れを行い、県立施設として、また県内唯一の福祉型障害児入所施設として、セーフティネットの役割を果たしており、施設の管理運営及び利用者へのサービスの提供は適切に行われていると認められる。 利用者への移行支援については、施設として早期の内から適切なアセスメントに基づく移行に関する計画の作成や関係機関との密な連携が行われており、退所後も児童が安心して生活できるよう、手厚い支援が行われている。	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評　価	評　価　の　考　え　方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫･改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評　価	評　価　の　考　え　方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫･改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者･施設所管課記入】

項　　目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	･　当施設には、重度･最重度の知的障害及び発達障害等を有する児童や、家庭で虐待を受けた児童が入所しています。個々の障害特性や生活状況に応じた環境調整(個室対応等)が必要な児童が多い一方、施設の構造上、多床室が中心であるため、十分な環境調整が難しい状況です。 　新規入所や短期入所においても個室対応を要する児童が増加しており、多床室を個室として使用せざるを得ないケースが生じており、年間の大部分が実質的に満室状態で、受入れが進まない場合があります。 　このため、個室化の整備が強く求められます。 　また、「宮城県社会的養育推進計画」(令和7年3月策定)において示されているユニット化、少人数化についても、検討を進める必要があります。 ･　令和8年度にケース記録等の電子化システムを導入することとしており、円滑な導入に向けた準備と職員への丁寧な操作研修の実施が当面の重要課題となります。導入後は記録業務の効率化による職員の負担軽減にとどまらず、支援内容の可視化･情報共有の迅速化･個別支援計画の質的充実など、サービス向上につなげていく必要があります。 ･　18歳を超えた入所者については、家庭、児童相談所、市町村等と連携しながら進路選択支援及び地域移行支援を進めております。しかし、移行先となる地域資源の不足、相談支援事業所の不足、本人行動特性等により、受入れ体制が整わず移行先が決まらない事例があります。引き続き、関係機関と連携を強化し、移行先の確保に努めてまいります。	啓佑学園では、未就学児から高校生までの幅広い年齢の児童を受け入れており、性別や障害特性等が異なる利用者が日々変動する状況の中で、環境調整や支援等において、柔軟な対応が求められる。 　また、平成5年に建設されてから30年以上経過し、老朽化が進んでいるほか、行動障害のある障害児等が多床室を単独で使用せざるを得ず、定員一杯まで障害児を受け入れることができない状況であるため、令和7年3月に策定された宮城県社会的養育推進計画による、障害児入所施設に入所するこどもができる限り良好な家庭的環境の下で本人の特性や状態等に応じた生活ができるよう各種取り組みを検討し、本計画に基づいた取り組みを進める必要がある。 　令和8年度よりケース記録等の電子化システムの導入を行うにあたり、適正かつ効率的な活用が行えるよう、職員に対して、運用及び操作方法等について積極的な周知を行う必要ある。 　18歳以上の入所者に係る移行については、様々な要因により円滑な移行が困難になるケースがあるが、引き続き各関係機関と連携し、児童によって最適な移行先を検討することが求められる。